

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

## <議案の説明>

開催日時 平成26年9月26日(金) 10:02~11:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

安井 宏一 委員長

中村 昭 副委員長

田中 惟允 委員

森山 賀文 委員

宮本 次郎 委員

上田 悟 委員

高柳 忠夫 委員

山本 進章 委員

欠席委員 1名

萩田 義雄 委員

出席理事者

浪越 総務部長

野村 地域振興部長

福井 観光局長

江南 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

吉田 教育長

橋本 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

## 議 事 9月定例県議会提出議案について

### <会議の経過>

○安井委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。本日の出席状況ですが、荻田委員は少しおくれるという連絡が入っております。

初めに、傍聴についてですけれども、当委員会は本日より4日間開催されますが、傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に許可することといたしますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、傍聴の申し出があった場合はそのようにいたします。

本日は付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。質疑については、来週からの部局別審査及び総括審査でお願いします。

それでは、総務部長から順に説明を願います。

○浪越総務部長 付託議案の全体の説明、その後、歳入及び総務部に関する事項についてご説明申し上げます。

まず、「平成26年9月定例県議会予算審査特別委員会付託議案一覧」をごらんください。今議会に提出した議案のうち予算審査特別委員会に付託されたのは、予算3件、条例13件、契約6件、諮問1件、報告3件の合計26件です。補正予算については、「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」により、また、条例については、「平成26年9月定例県議会提出条例」により、また、契約、諮問、報告については、「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」により、それぞれ所管部局長からご説明申し上げます。

それでは、「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の1ページ、一般会計補正予算(第1号)ですが、歳入・歳出はそれぞれ58億5,600万円余です。政策課題別の内訳は記載のとおりです。歳入予算ですけれども、特定財源として二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金など、国庫支出金を17億4,400万円余、財産収入として、環境保全基金運用収入を600万円余、地域振興基金繰入金などの繰入金を31億2,700万円余、都市計画事業債など県債を1,900万円余計上しております。残余の一般財源については、地方交付税を充当しております。総務部に関する予算について、2件ご説明申し上げます。

6ページ、13その他、番号制度の推進です。番号制度に対応するための税務総合シス

テムの改修に7, 106万5, 000円、全国の地方自治体が保有する情報を連携するシステムを整備・運用する地方公共団体情報システム機構への負担金として124万6, 000円をそれぞれ計上しております。

続いて、債務負担行為の補正についてご説明いたします。7ページ、[債務負担行為補正]追加、職員研修業務委託に係る契約ですが、平成27年度から平成29年度までの研修業務委託契約を締結するもので、事業を円滑に進める観点から早期に準備を行うため、6, 719万7, 000円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

続いて、条例についてご説明申し上げます。「平成26年9月定例県議会提出条例」の目次、提出条例は13件ございます。そのうち、総務部に関するものについては、1奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例です。

1ページ目の議第63号、奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例です。マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報の漏えい等のリスクを分析し軽減するために、特定個人情報保護評価を実施することとなっており、そのうち、第三者点検として、外部有識者の意見聴取を行う必要があります。そこで、この役割を奈良県個人情報保護審議会に担わせることとし、あわせて当該審議会に情報システムに知見を有する者を委員として加えることを目的に、定数を増員するため、所要の改正をするものです。施行の期日は公布の日となっています。

続いて、契約等に関する案件についてご説明申し上げます。「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」の99ページ、契約等に関する案件のうち、総務部に関するものとして、議第78号、旧耳成高校改修工事にかかる請負契約の変更についてです。これは労務単価及び資材単価の上昇に対応するインフレスライドの適用により、契約金額を1, 048万6, 800円増額し、10億593万6, 570円に請負契約の変更を行うものです。

以上で総務部の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○野村地域振興部長** 地域振興部の平成26年度9月補正予算案についてご説明します。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、9エネルギー政策の推進です。環境保全基金積立金は、環境省が実施する平成26年度の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるグリーンニューディール基金と呼んでいますが、この基金事業について、平成26年度から平成28年度までの3カ年の事業計画書を提出しました。その結果、本県が採択されましたので、国からの内示額16億円について奈良県環境保全基金

に受け入れるものです。

続いて、新規事業の再生可能エネルギー等導入推進事業についてです。先ほどのグリーンニューディール基金を財源として、災害時に機能を保持すべき防災拠点や市町村などの施設において、再生可能エネルギーや蓄電池等の整備を平成26年度中に実施する市町村等に対して補助を実施するものです。

続いて、6ページ、12市町村への支援の奈良県市町村財政健全化支援事業です。市町村が持っている高金利の地方債の繰り上げ償還に係る無利子貸付と補償金への助成措置を当初予算で計上しておりますが、このたび市町村からの要望に対応するため、これを増額し、市町村財政の健全化を支援するものです。

続いて、「平成26年9月定例県議会提出条例」の3ページ、議第64号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。1附属機関の設置のうち地域振興部の所管は(1)と(2)です。まず(1)奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会は、先ほど予算案で説明した再生可能エネルギー等導入推進事業の実施に当たり、県や市町村などの避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援するための事業内容を審査していただくため、外部有識者で構成する評価委員会を新たに設置するものです。

続いて、(2)奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会は、奈良県私立学校教育経常費補助金の算定に当たり、県が示す課題に対して特色ある取り組みを行う私立学校を支援するため、学校運営等の外部有識者等から成る選考委員会を新たに設置するものです。いずれも施行期日は公布の日からとしております。

続いて、62ページの議第66号、奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例です。今回の改正は住民基本台帳ネットワークシステムを活用して本人確認情報を利用することにより、県の事務において、これまで住民票の添付を求めていたものを不要とするなど、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るものです。知事部局での本人確認情報を利用することができる事務としては、要旨の1のとおり、アからテまでの19事務を、そして知事以外の執行機関については2のとおり、教育委員会等での4事務のあわせて23事務を考えております。施行期日は公布の日からとしております。

99ページの議第71号、奈良県いじめ問題再調査委員会条例です。いじめ防止対策推進法の制定に伴い、奈良県いじめ問題再調査委員会の設置と組織及び運営に関して必要な事項を定めるものです。これも施行期日は公布の日からとしております。

以上で地域振興部の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福井観光局長 観光局所管の平成26年度9月補正予算案についてご説明申し上げます。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、1観光の振興ですが、外国人の観光客がことし1月から6月までの上半期に、昨年同期の約1.6倍に当たる30万人を超える方々が奈良県にお越しになっております。今後、より一層の誘客を図るため、今般、補正予算をお願いするものです。

(仮称)「外国人観光客交流館」整備事業ですが、昨年8月に閉館した猿沢荘の改修を行うものです。外国人観光客のおもてなし環境の充実に向け、(仮称)外国人観光客交流館の観光案内所、交流サロン、物品販売施設を、平成28年度の本格オープンに先行して整備を行うもので、9,230万円を計上しております。なお、あわせて、当該事業において債務負担行為の変更がございます。工程に変更が生じたもので、4,000万円から1億6,000万円に変更を行うものです。

次に、外国人観光客誘致戦略新市場開拓キャンペーンですが、3つの事業を上げております。外国人富裕層市場開拓事業として、海外富裕層向け旅行商品商談会への出展、バイヤーの招聘を行うものです。外国人観光レップ設置事業ですが、レップとは代行してプロモーションを行うことを意味しており、中国、台湾、東南アジア、フランスの現地旅行会社等に対して観光情報の提供や旅行商品のセールス等、県が行う観光プロモーションを効果的かつ切れ目なく実施するため、代理的に現地で行っていただく事業です。旅行商品着地オペレーター設置事業は、海外旅行会社に奈良県での宿泊を伴う旅行商品の造成を促進していただくため、県内観光施設の情報提供や手配の代行等を実施するもので、あわせて4,280万円余を計上しています。

外国人観光客多言語コールセンターの運営ですが、本県を訪問いただく外国人観光客の利便性及び安心・安全の向上を目的として、奈良公園エリアで実施している電話による多言語通訳サービスを平城宮跡、西ノ京、斑鳩などに拡大するもので、140万円余を計上しています。

次に、観光局所管の条例についてご説明申し上げます。「平成26年度9月定例県議会提出条例」の6ページ、議第65号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例についてです。総合特別区域法により、通称特区法ですが、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業が今年の6月27日付で国に認定されたことにより、外国人観光客に対して、奈良公園特区内を有償で通訳案内ができる奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士の育成が可能になりました。これに伴い、通訳案内士の登録申請等に準じて、奈良県手数料条例

に奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士登録申請手数料等を追加するもので、所定の改正を行うものです。施行期日は公布の日からとしております。

以上で観光局所管事項について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○江南健康福祉部長** それでは、9月定例県議会提出議案のうち健康福祉部に係る議案についてご説明します。「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、平成26年度奈良県一般会計補正予算第1号については、5福祉の充実です。施設開設準備経費助成特別対策事業については、介護老人福祉施設等の円滑な開設の準備に要する経費に対して補助を行うものです。基金事業として実施期間が本年度限りとされていることから、基金の有効活用を図るために要望調査を行いまして3,000万円を計上しております。

続いて、「平成26年度9月定例県議会提出条例」の102ページ、議第72号、奈良県民生委員の定数に関する条例です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による民生委員法の改正に伴って厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の定数に関し必要な事項を定めようとするものです。施行期日については、公布の日からとしております。

以上が健康福祉部に係る提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○上山子ども・女性局長** 9月定例県議会提出議案のうち、子ども・女性局に係る議案についてご説明します。補正予算について、「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、6子ども・女性支援の充実です。新規事業の女性起業家事業拡大支援事業については、緊急雇用創出事業臨時特例基金活用として、女性起業家の事業拡大や新たな事業展開を支援するため、セミナーの開催や専門的相談窓口の設置、情報発信等を行うための所要額77万円を計上しております。なお、事業期間を確保するため、平成27年度債務負担行為939万9,000円を設定するものです。

続いて、条例について、「平成26年度9月定例県議会提出条例」に基づきご説明申し上げます。

子ども・女性局の関係では、目次の5.奈良県認定子ども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例、6.奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、11.奈良県幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例、12.奈良県幼保連携型認定子ども園審議会条例の4件です。

これらの条例については、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする関連法律が成立しました。これに伴い、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的として、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となっています。このことから新制度の施行に伴い、必要となる条例の制定等を行うものです。関係する4つの条例についてご説明申し上げます。

104ページの議第73号、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例です。新制度の施行に向けて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことから、現在は、幼稚園と保育所の2つの施設で構成されている幼保連携型認定こども園が単一の施設類型として新たに創設されることになりました。このため同法に基づく国の基準を基本としながら、従来から児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定していた県独自の基準を加える形で、新たに幼保連携型認定こども園についての学級の編成、職員、設備及び運営の基準を定めるものです。施行期日は規則で定める日からとしています。

続いて、115ページの議第74号、奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例です。新たな幼保連携型認定こども園の創設に伴う法律の改正により、都道府県が幼保連携型認定こども園の設置を認可等をしようとするときは、審議会その他の合議制の機関に意見を聞かなければならないとされたことから、新たに奈良県幼保連携型認定こども園審議会を設置するものです。施行期日は規則で定める日からとしています。

71ページの議第67号、奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正です。先ほどご説明したとおり、新たに幼保連携型認定こども園についての基準を定める条例を制定することから、本条例における幼保連携型認定こども園に係る規定を削除するとともに、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の基準を変更する等、所要の改正をするものです。施行期日は規則で定める日からとしています。

続いて、83ページの議第68号、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正です。同じく新制度の施行等に向けて国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育所において定めなければならない規定の内容を変更する等のため、所要の改正をするものです。施行期日は規則で定める日からとなります。以上が、子ども・子育て支援新制度の実施に係る条例案の説明となります。

続いて、「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」の110ページ、報第28号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告のうち、母子及び寡婦福

祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。母子及び寡婦福祉法の一部改正により、新たに父子家庭に支援が拡大されるとともに、同法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に変更されたこと等に伴い、奈良県事務処理の特例に関する条例のほか、関係条例について所要の改正を行うものです。これについては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたのでご報告します。

以上がこども・女性局に係る提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○渡辺医療政策部長** 医療政策部所管の9月議会提出予定議案についてご説明いたします。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の3ページ、3健康づくりの推進として自殺対策緊急強化事業では、家族や友人等の身近な人の悩みに気づき、適切に対応できるゲートキーパーについての普及啓発、民間団体が取り組む自殺対策活動に対する補助、アルコール健康障害対策基本法の周知を行うもので2,630万円を計上しております。4医療の充実として、新規事業の地域医療ビジョン策定事業では、平成27年度の地域医療ビジョンの策定に向け、県内の医療需要の把握と将来の医療需要を予測しようとするもので950万円を、奈良県総合医療センター建替整備事業は、当初の想定より地盤が軟弱であったことへの対策、労務単価や資材価格上昇への対応をするもので、3,440万円を計上しております。公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金は教育・研究部門の移転、附属病院の再整備及び医大周辺まちづくりを推進することを目的に、境界確定・測量業務を実施するため、一般会計から公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計に繰り出しを行うもので、1,265万円を計上しております。5福祉の充実として、精神障害者医療費助成事業は医療保険自己負担への助成拡充に伴い、市町村窓口での償還方式から自動償還方式へ変更するための市町村等が行うシステム改修に対して補助するものです。3,262万6,000円を計上しております。

5ページ、10くらしやすいまちづくりとして、奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業は、奈良県総合医療センター移転後の跡地となる奈良市平松地区及び移転先に隣接する西ノ京県有地を活用するための構想の参考とするため、広く民間からアイデアを募るコンペを実施するもので、370万円を計上しております。

7ページ、[繰越明許費補正]新規の奈良県総合医療センター建替整備事業では、工法検討等に不測の日時を要したことにより事業費6億4,000万円を繰越明許費補正を行うものです。



8 ページ、2 平成 26 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案（第 1 号）は、先ほど申し上げたとおり、県立医科大学の教育・研究部門の移転、附属病院の再整備及び医大周辺まちづくりを推進するために、県立医科大学が実施する境界確定・測量業務を支援しようとするもので 1, 265 万円を、3 平成 26 年地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算案（第 1 号）は、西和医療センターにおいて産科医が確保できる見込みが立ち、平成 27 年 4 月から産科を再開する予定となったことから、再開に必要な医療機器の導入や施設整備に要する経費を貸し付けるもので、1 億 6, 240 万円を計上しております。予算案の説明は以上です。

次に条例について、「平成 26 年 9 月定例県議会提出条例」の 3 ページ、議第 64 号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例の医療政策部所管部分、要旨の（3）です。先ほどご説明したとおり、奈良県総合医療センター周辺県有地活用コンペの実施に関連して、県の附属機関として奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会を設置し、周辺県有地活用のための構想策定に関する提案についての審査を行ってもらうもので、施行日は公布の日となっております。

6 ページの議第 65 号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例について、医療政策部所管部分は、2 薬事法の改正に伴う手数料の額の新設等として、薬事法の一部改正に伴い、再生医療製品製造販売業許可申請手数料等を追加するなど所要の改正をするもので、施行日は平成 26 年 11 月 25 日となっております。条例については以上です。

続いて、報告案件が 2 件ございます。まず報第 26 号、公立大学法人奈良県立医科大学の経営状況の報告について、「平成 25 年業務報告書」の 8 ページ、事業の実施状況です。平成 25 年度は第 2 期中期計画の初年度に当たります。第 1 期中期計画の取り組みを踏まえながら、法人における新たな課題に対応すべく第 2 期中期計画を策定するとともに、年度計画として初年度に取り組むべき内容を定め、その取り組みを推進しました。主な取り組みの状況については、次のとおりです。

まず、I 地域貢献に関する取り組みの状況についてです。教育関連については、医師派遣要請に対して医療需要の分析を踏まえ、医師のマッチングを行う県立医大医師派遣センターの設置の決定、また、県費奨学生配置センターの設置、さらに看護師の実績能力を高めるための看護実践キャリアセンターの設置の決定などの取り組みをしました。研究関連については、県民の健康増進及び地域の活性化の推進のため、大和漢方医学薬学センターの設置、地域住民のセルフケア支援のための県民健康増進支援センターの設置といった取り

組みを実施しました。

診療関連では、高度救命救急医療を担う看護師の増員、休日、夜間における母胎搬送コーディネーター事業について平成26年度から実施することを決定、認知症疾患医療センターの本格稼働といった取り組みを実施しました。

次に、Ⅱ教育に関する取り組みの状況です。リベラルアーツ教育の実践、医の心を持った医療人の育成、教育内容の評価といった取り組みを実施しました。

10ページのⅢ研究に関する取り組みの状況では、研究の適切な成果、評価、有能な研究者の獲得のための助成事業の創設、採択といった取り組みを行いました。

11ページのⅣ診療に関する取り組みの状況では、ガン拠点病院としての施設や機器の整備、患者満足度の向上のための院内整備などに関する取り組みを実施いたしました。

12ページのⅤまちづくりに関する取り組みの状況では、教育・研究部門の円滑な移転と新キャンパス整備に向けて、県とともに県立医科大学の将来像策定会議などにおいて、10数年後の県立医科大学の将来像の再構築について検討などを行いました。なお、県立医科大学の将来像については、今年度も引き続き議論、検討しているところです。

13ページのⅥ法人運営に関する取り組みの状況では、ガバナンス体制の充実、強化、ワークライフバランスの充実、強化、繰越欠損金の解消に向けた取り組みを進めてまいりました。以上が平成25年度の主な取り組みです。

次に、財務諸表についてです。15ページの貸借対照表ですが、資産の部の合計は、283億9,832万8,188円です。

次に、16ページの負債の部合計は、209億7,286万1,892円、また、純資産の部合計、74億2,546万6,296円です。

続いて17ページ、損益計算書ですが、経常費用として教育経費、研究経費、病院の診療経費、人件費を含む業務費、一般管理費などを合わせて、合計は349億3,432万6,908円です。経常収益として、県からの運営費交付金収益のほか、授業料収益などの学生納付金、附属病院収益といった法人の自己収入などを合わせて、合計は352億5,166万6,428円です。経常収益から経常経費を差し引いた経常利益は、3億1,733万9,520円となり、臨時損失及び臨時利益を加えると、マイナス2億3,694万6,046円が当期総損失となっております。これは、附属病院収益の増収などにより、経常収支が前年度より増加したにもかかわらず、法人採用職員の退職給付金の計算方法の変更による臨時費用の発生に伴い、生じた結果によるものと考えております。

続いて、20ページの損失の処理に関する書類です。当期総損失として、先ほどご説明したとおりマイナス2億3,694万6,046円、これに前期繰越欠損金がマイナス8億4,082万1,042円ですので、当期未処理損失がマイナス10億7,776万7,088円となり、これが次期の繰越欠損金となります。今後、法人がさらに一層の経営改善に取り組むとともに、県と法人が協議しながら解消に向けた取り組みを強化したいと考えております。

続いて、平成26年度の事業計画についてご説明します。

「平成26年度事業計画書」の1ページ、I地域貢献についてです。教育関連では、1医療人の育成及び2看護師の地域貢献に記載の、医師派遣システムの適切な実行のための県立医大医師派遣センター並びに県費奨学生配置センターの円滑な運営、看護実践キャリア支援センターの設置に取り組んでまいります。

2ページの研究関連では、3研究成果等の地域への還元、4健康増進の県民アプローチの充実、診療関連では、5断らない救急医療体制の整備、6周産期医療体制の強化、7他の医療機関との連携強化、8県内医療人への助言・指導について記載の取り組みを行ってまいります。

4ページのII教育として、1リベラルアーツ教育の実践、2教育内容の評価、3老朽・狭隘施設の対策について記載の取り組みを行ってまいります。

5ページのIII研究の部門ですが、1研究の適切な成果評価、2有能な研究者の獲得、3健康・予防医療等研究範囲の拡大、4研究環境の改善について取り組みを行ってまいります。

7ページのIV診療ですが、1医師・看護師等の離職防止等と人材確保、2ガン拠点病院としての機能の充実、3治療成績の一層の向上、4患者満足の一層の向上、5老朽・狭隘施設への対策について記載の取り組みを行ってまいります。

8ページのVまちづくりでは、1教育・研究部門の円滑な移転と新キャンパス整備、2地域に開かれたキャンパスづくり、3教育・研究部門等移転後の跡地活用などの取り組みを行ってまいります。

10ページのVI法人運営では1ガバナンス体制の充実強化、2ワークライフバランスの充実強化を行ってまいります。

最後に、13ページ、平成26年度の予算です。収入の部は運営費交付金収入、補助金等収入、自己収入などを合計して376億3,500万円、支出の部は業務費、施設整備

費など合わせて375億9,200万円を計上しております。収入が支出を上回る予算を組みましたのは、中期計画に第2期中期目標期間において繰越欠損金の解消に努めることを掲げており、それに向けて取り組んでいることによるものです。

報第26号、公立大学法人奈良県立医科大学の経営状況の報告については以上となります。

最後に、報第27号、平成25年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果の報告ですが、この評価結果については、奈良県地方独立行政法人評価委員会から報告を受け、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告するものです。

「平成25年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果」の2ページ、全体評価です。平成25年度は、第2期中期目標期間の初年度に当たります。第2期中期目標では、地域貢献、教育、研究、診療、まちづくり、並びに法人運営の6つの大きな分野と、それぞれの項目について、数値目標を含め具体的な成果目標を掲げました。平成25年度の評価としては、中期目標、中期計画の達成に向けて、各項目について順調に進んでいる、これは5段階評価の4に当たります。もしくはおおむね順調に進んでいる、こちらが5段階評価の3といった評定をいただき、全体としては順調に進んでいると評価いただきました。

平成25年度の業務実績の中で注目される取り組みとしては、新キャンパスへの教育研究部門の移転を推進するにあたり、その前提として数十年後を視野に入れた県立医科大学の将来像の再構築を行うとしたこと、また、県立医大医師派遣センターを平成26年4月に設置することを決定したこと、また、平成25年度に県費奨学生配置センターを設置し、県立の公立公的病院等からの医師派遣要請に対応する体制を整えたことなどが上げられました。項目別評価については、4ページ以降に記載のとおりです。

なお、この評価結果は奈良県立医科大学評価委員会から法人へ通知しており、今後、法人において、今回の評価を踏まえ、第2期中期目標の達成に向けて取り組んでまいります。

報第27号、平成25年度公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果の報告については、以上です。

医療政策部所管の9月議会提出予定議案は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 くらし創造部、景観・環境局所管分の議案につ

いてご説明します。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、8スポーツの振興、新規事業のスポーツ支援人材育成事業、補正予算額1,184万円です。この事業では、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用します。事業内容としては、県内のプロスポーツチーム等に若年者等を雇用し、選手の体調管理などのトレーナー業務、チーム運営におけるマネージャー業務など、職場実習を通じた実践的な研修を実施し、県内スポーツの発展に資する人材育成を行ってまいります。事業実施については、県内のプロスポーツ等を運営する事業者へ委託することとしております。あわせて、当事業が本年11月から来年の10月までの1年間を通じて実施するものであることから、平成27年度の事業費1,657万2,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、10くらしやすいまちづくりの市町村人権問題啓発活動充実強化事業、補正予算額865万2,000円です。これは、地域の特性に応じた人権施策を実施するため、人権啓発に係る講演会や広報などの業務を県が市町村へ委託するものですが、財源である国の人権啓発活動委託金について、当初予定をしていた予算額を上回る申し入れが国からあったことから、費用を追加して計上しております。

次に、7ページの[繰越明許費補正]新規です。明日香庭球場施設整備事業は、クラブハウスの新築を行う事業ですが、入札が不調となり再度の入札手続に日時を要することとなったため、事業費2億6,253万4,000円の繰越明許費補正をお願いするものです。今後の執行については、計画的かつ着実な執行、慎重管理に努め、事業の早期完了に取り組んでまいります。

続いて、[債務負担行為補正]追加です。スポーツ支援人材育成事業に係る契約について再掲しております。

以上で、くらし創造部、景観・環境局に関係する9月定例県議会提出議案についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部所管の議案についてご説明します。

「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」の105ページ、諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申立てについてです。本件は、知事が平成26年3月28日付け奈良県指令雇労第634号により、異議申立人、奈良県労働組合連合会議長、井ノ尾寛利に対して行った奈良労働会館の使用不許可処分について、平成26年5月27日付けで次のような理由により異議申立てがなされたものです。この理由とそ

れに対する見解をご説明します。

理由（１）は、奈良労働会館を労働団体の事務所として貸与許可する目的を、労働者の福祉の向上、労働条件の改善などとするならば、連合奈良と奈労連の２団体が同じ施設内で貸与されてこそ、その目的に合致することになり、ナショナルセンター・ローカルセンターの使用に優先順位をつけることが正当化できるとすることには問題があるとの主張ですが、これに対しては、労働会館の本来の用途または目的は、奈良県労働者の文化の向上と福利の増進を図り、あわせて労使関係の健全な発展に資するために会議室を使用させることであり、目的外使用に供する部分は、本来の用途または目的を疎外しない範囲に限定することが相当である。そして目的外使用が競合した場合については、労働会館目的外使用許可にかかる審査要綱に基づき審査を実施し、目的外使用を許可する団体を決定することとしているものであり、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由（２）については、連合奈良が使用すると申請した現在の事務所部分のみが、なぜ、目的外使用のスペースなのか全く不明である。要するに、既に連合奈良事務所として使用している部分のみを貸与許可判断できる部分とあらかじめ決めておいて、手続上の審査を繰り返すというものであるとの主張ですが、これに対しては、行政財産の管理者である知事の権限を適正に執行するため、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断し許可・不許可を行っており、この点で事実の評価に誤りがあると解せられます。

理由（３）ですが、県知事の裁量権といっても連合奈良にのみ事務室の貸与を認め、事実上便宜を与え続けることにまで裁量権が認められているわけではないと考える。ここに事実上の差別と排除の論理を持ち込んだものであり、このことが正しい判断であったとするならば、それは知事の強弁でしかないとの主張ですが、これに対しては、目的外使用が競合した場合については、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断して目的外使用を許可する団体を決定することとしているものである。したがって、事実上の差別と排除の論理を持ち込んだものとの主張は、事実誤認に基づくものであると解せられます。

理由（４）は、奈労連ではなく、連合奈良に事務室の貸与を認めたのは、限られたスペース上の優先順位によるものという県の言い方は全くの詭弁であり、正当性はないとの主張ですが、これに対しては、目的外使用許可の判断については、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に優先順位を判断しているところであり、その結果として異議申立人に対し目的外使用を許可しないとされたもので、この点で事実の評価に誤りがあると解せられ

ます。

異議申し立ての理由とこれらに対する見解は以上のとおりですので、本件異議申し立てについては、棄却すべきものと考えるところですが、地方自治法第238条の7第4項の規定により議会に諮問する次第です。

以上が、産業・雇用振興部に係る議案の説明です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○福谷農林部長** 農林部関係の議案についてご説明します。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、2農林業の振興のなら食と農の魅力創造国際大学校6次産業化研修拠点整備事業ですが、実践オーベルジュ棟の実践研修機能の向上や学生棟の学習環境の向上など、カリキュラムの見直しに伴う施設の仕様変更、また、労務単価等の上昇などに対応するため、3億3,780万円の補正をお願いするものです。財源については、全て国交付金を原資として造成した地域・経済活性化基金を充当することとしたいと考えております。

なお、実践オーベルジュ棟の指定管理については、7月から公募を行ってまいりました。先般、外部委員による選定審査会が開かれた結果、株式会社ひらまつを指定管理予定者として決定されたところです。今後、12月議会において、指定管理者の指定議案を上程する予定です。

3ページ、東京における県産食材レストラン開設準備事業ですが、県産食材のイメージアップやブランド力向上を目的としたレストランの東京出店に向け、出店場所の確保のため5,800万円の補正をお願いするものです。出店場所については、これまで候補地の検討を進めてきたところですが、東京の不動産市場が活性化していることから最適な物件が見つかり次第、迅速に契約手続に入る必要があるため、今回、補正をお願いするものです。物件決定後に改めてその詳細についてご説明したいと思っております。

続いて、被災農業者向け経営体育成支援事業ですが、本年2月の大雪により被災した農業用施設の復旧を支援する市町村に対し、補助を行うため7,500万円の補正をお願いするものです。県としては、国の制度を最大限活用して被災農業者の負担を軽減するため、事業主体である市町村との協議や国への要望の調査を行った上で算定していたことから、今回の上程となりました。2月の大雪による被害者であれば既に着手済みのものも対象としているため、再建等への影響は少ないものと考えております。

続いて、7ページの〔繰越明許費補正〕新規です。農業研究開発センター整備事業です

が、区域内の給水方法や工法の検討などに不測の日時を要したため1億円の繰り越しをお願いするものです。

続いて、「平成26年9月県議会提出予定条例」の94ページ、議第69号、国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてです。吉野川分水施設の改修を目的に現在実施されている国営第二十津川紀の川土地改良事業、国営大和紀伊平野土地改良事業については、本年度以降、順次事業完了が見込まれておりますが、それに伴って来年度以降、県が地元負担金を徴収して国へ償還する必要があることから、徴収対策事業として条例別表に両事業を追加するなど、地元負担金徴収に係る所要の改正をするものです。新旧対照表は95ページに記載しております。なお、施行期日は公布の日からの施行を予定しております。

以上が農林部所管の提出議案です。ご審議よろしくお願いいたします。

**○加藤県土マネジメント部長** 県土マネジメント部所管の提出議案についてご説明します。まず、補正予算からご説明します。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、[繰越明許費補正]新規、奈良公園交通対策事業です。これは、県庁横に整備を予定しております(仮称)登大路ターミナルの詳細設計及び附属施設の基本設計、実施設計を行うものです。名勝奈良公園の形状変更に伴う文化庁など関係機関との調整に不測の日数を要していることから、7,120万円の繰り越しをお願いするものです。

続いて、契約の関係についてご説明します。「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」の100ページ、議第79号、道路整備事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名ですが、一般国道169号高取バイパス社会資本整備総合交付金事業(道路改良)工事です。この工事は高取町松山地区において、橋りょうの上部工事、大体延長が340メートルほどですが、この工事について労務単価上昇に対応するため、契約金額を885万円余増額し、6億8,872万円余に変更を行うものです。

次に、101ページ、議第80号、公共土木施設災害復旧事業にかかる請負契約の変更についてです。請負契約名は一般県道篠原宇井線道路災害復旧事業工事です。この工事は五條市大塔町惣谷における地すべり対策を行うものですが、地元地域の皆様方から特に冬季における県道篠原宇井線の通行確保について、大変強いご要望をいただいておりますので、車両の通行スペースを確保するために仮設の栈橋を追加したこと、さらには現地条件の照査に伴う施工方法の見直し、地下水排水施設の規模の見直しを行い、契約金額を9,



113万円余増額し、8億9,981万円余に変更を行うものです。

次に、102ページ、議第81号、流域下水道事業にかかる請負契約の締結です。3件あります。

1つ目は大和川上流流域下水道事業第1処理区浄化センターブロワ棟建設（機械設備）工事。2つ目は大和川上流流域下水道事業第1処理区浄化センターブロワ棟建設（電気設備）工事です。工事場所、期間、契約金額、契約の相手方については、記載のとおりです。

このブロワ施設とは、下水の汚水に空気を送り込み、微生物の活動を活発化させて水の汚れを分解するという下水道処理のかなめとも言える施設ですけれども、これらの2件の工事は浄化センターにおけるブロワ設備が既存の設備ですが、古いものでは供用を開始してから40年たっており老朽化が進んでいます。このため、これらの工事において機械設備、電気設備の更新を行うものです。

3つ目は大和川上流流域下水道事業第2処理区第二浄化センター1号・2号汚泥脱水機等更新（機械設備）工事です。工事場所、期間、契約金額、契約の相手方については、記載のとおりです。第二浄化センターの汚泥処理設備である汚泥の脱水機ですが、設置後18年が経過しています。汚泥による硫化水素等により使用部材の腐食が進んで老朽化が進行しており、今回の工事において更新を行いたいというものです。

以上で県土マネジメント部所管の提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○林まちづくり推進局長** まちづくり推進局所管分の議案についてご説明します。

「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の2ページ、1観光の振興、新規事業の奈良公園外国人誘客促進事業ですが、観光ガイドブック、マップの多言語化や春日大社式年造替の催事、特別参拝等において外国語対応音声ガイド機の貸し出しを行うため4,300万円の補正をお願いするものです。

次に、奈良公園施設魅力向上事業ですが、高畑町裁判所跡地における、なら食と農の魅力創造国際大学と連携した宿泊施設の整備に向けた文化財発掘調査及び基本計画の策定を行うため3,500万円の補正をお願いするものです。

3ページ、4医療の充実の新奈良県総合医療センター関連道路整備事業です。先ほど説明がありましたけれども、当初の想定より地盤が軟弱であったことへの対策及び労務単価、資材価格上昇への対応を行うため4,328万1,000円の補正をお願いするものです。

5ページの11紀伊半島大水害からの復旧・復興、応急仮設住宅延長事業です。砂防工

事の工期延伸により、紀伊半島大水害の避難者の方に帰宅可能となるまで住み続けていただくため、仮設住宅の契約期間を延長する必要がある、558万9,000円の補正をお願いするものです。

7ページ、[繰越明許費補正]新規、新奈良県総合医療センター関連道路事業です。先ほど説明しましたけれども、先行する新奈良県総合医療センター造成工事において、軟弱地盤の影響により遅延が見られます。不測の日時を要したことにより、2億3,100万円の繰り越しをお願いするものです。奈良公園施設魅力向上事業ですが、旧奈良公園管理事務所をコンベンション施設へ改修するための工事の入札手続に不測の日時を要したことにより、4億643万7,000円の繰り越しをお願いするものです。

続いて、条例についてご説明します。「平成26年9月定例県議会提出条例」の97ページ、議第70号、奈良県営住宅条例の一部を改正する条例です。指定管理者に行わせることができる業務に、駐車場の使用料の収納に関する業務を追加する等のため所要の改正を行うものです。なお、施行日につきまして、公布の日です。詳細は98ページに記載しております。

続いて、契約等に関する案件についてご説明します。「平成26年度一般会計特別会計補正予算案その他」の103ページ、議第82号、新県営プール施設等整備運営事業にかかる特定事業契約の変更についてです。新県営プール、スイムピア奈良を含むまほろば健康パークの設備の完成に伴い、設計及び建設業務に係る対価のうち割賦支払い分への対応として、割賦金利の計算に用いる利率を平成26年6月27日付の基準金利に基づき確定しました。割賦金利の引き下げに対応するため、契約金額を2,289万円余を減額し、69億9,228万円余とする変更を行うものです。

104ページの議第83号、住宅建設事業にかかる請負契約の変更についてです。2件ございます。1つ目ですが、県営住宅小泉団地第3期建設工事第1工区の契約金額を1,132万円余増額し、5億3,694万円余とするものです。2つ目ですが、同じく第2工区の工事は契約金額を941万円余増額し、4億6,839万円余とするものです。両工事とも県営住宅小泉団地の建てかえ工事ですが、今回、労務単価等への上昇に対応するため、契約金額の変更をお願いするものです。

109ページの報第28号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告の、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明け渡し渡等請求申し立てに関する訴訟事件についてです。

明細については、112ページに記載しています。これは家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められる5件について住宅の明け渡し等の請求申し立てをいたしましたので報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○吉田教育長 教育委員会所管の提出議案についてご説明申し上げます。「平成26年9月定例県議会提出予算案の概要」の4ページ、7学びの支援のスーパー食育スクール事業です。学校における食育を推進するため、当初予算により栄養教諭が外部機関と連携し、食育プログラムを開発する本事業を実施しているところですが、このたび事業を拡充し、より一層の推進を図ってまいりたいと考えております。事業内容としては、県内小学校1校をモデル校とし、児童の食事内容や活動量等の調査、分析による食育プログラムの効果検証等を行うものです。補正予算額は239万1,000円です。

以上が教育委員会所管の補正予算の概要です。

続いて、教育委員会に係る条例についてご説明します。「平成26年9月定例県議会提出条例」の118ページ、議第75号、奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例です。いじめ防止対策推進法においては、学校の設置者はいじめに係る重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。この条例は、県立学校の設置者である教育委員会が設ける奈良県立学校いじめ問題調査委員会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものです。なお、施行期日は公布の日からとしております。

以上が教育委員会に係る条例の概要です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○橋本警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明します。提出議案は報告案件1件です。

「平成26年度一般会計特別会計補正予算その他」の109ページ、報第28号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告のうち、奈良県少年補導に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改正に伴い、同法の題名を引用する部分の整備を行うために所要の改正を行ったものです。

以上が警察本部所管の提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安井委員長 ありがとうございました。

以上をもって議案の説明を終わります。

次回は、9月29日月曜日、午前10時より歳入、総務部、農林部の審査を行い、その終了後、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって会議を終わります。